

はまだ圭子友の会	瀨田 圭子	梁井 征治	武蔵野市境3-27-4	H27. 1. 9
浜中よしぞう友の会	瀨中 由造	坂本 金三	西多摩郡檜原村3235	H27. 1. 19
ひとりひとりにやさしい市政へ	川路 茂	伊沢 桂子	三鷹市下連雀3-9-12	H27. 1. 16
深谷光得後援会	深谷 光得	深谷 洋子	世田谷区松原6-1-10	H27. 1. 20
文京区情報制度研究会(代表 江藤貴紀)	江藤 貴紀	江藤 貴紀	文京区大塚3-8-2	H27. 1. 8
平和と民主主義をともにつくる会・東京	上屋 典子	島 六三	足立区梅島1-21-9	H27. 1. 19
保守系無所属	大矢根 匠	大矢根 眞理	江東区塩浜2-7-5	H27. 1. 21
堀内まさし後援会	堀内 正嗣	滝沢 康司	武蔵野市吉祥寺本町1-26-4	H27. 1. 6
松岡あつしを大きく育てる会	鴨打 喜久男	松岡 佳代	小平市学園西町1-19-25	H27. 1. 6
マツリゴトせたがや	岡田 哲扶	肥田 浩	世田谷区桜丘2-24-18	H27. 1. 6
三雲崇正を育てる会	三雲 崇正	三雲 彰子	新宿区西早稲田2-17-19	H27. 1. 19
峰岸茂後援会	坂本 章壽	大谷 正平	西多摩郡檜原村3728-6	H27. 1. 13
三宅まこと後援会	三宅 眞	三宅 みゆき	狛江市東和泉1-20-3	H27. 1. 28
武蔵野市街づくり勉強会	下田 大気	上村 有	武蔵野市境2-25-3	H27. 1. 23
無所属練馬未来政経研究会	石山 肇	石山 肇	練馬区豊玉北3-13-4	H27. 1. 30
村野たいじと一緒に戦う会	村野 太治	岩井 孝吉	台東区入谷1-21-13	H27. 1. 30
むらやま正利後援会	白井 義光	村山 公雄	西多摩郡瑞穂町駒形富士山408-3	H27. 1. 5
矢野研介と市政を考える会	矢野 研介	矢野 研介	東大和市立野1-1147	H27. 1. 28
山崎てつお後援会	劔持 武政	清水 雅則	青梅市河辺町6-22-6	H27. 1. 8
山下かずあき後援会	山下 和明	伊東 美佐子	杉並区下井草4-17-20	H27. 1. 23
山田としお後援会	野口 米吉	中島 邦彦	青梅市成木1-222	H27. 1. 27
山田ひろこ後援会	山田 浩子	山田 浩子	文京区小日向2-10-19	H27. 1. 28
山本あつし後援会	斉藤 新一	山本 敦	武蔵野市境南町3-3-5	H27. 1. 20

山本ひろこ後援会	山本 紘子	山本 エドワード辰美	目黒区大橋2-20-8	H27. 1. 29
吉田りゅうじを応援する会	吉田 隆二	市毛 千尋	国分寺市東恋ヶ窪5-3-1	H27. 1. 29
吉野ともゆき励ます会	吉野 智之	渡辺 美知子	昭島市拜島町2-10-17	H27. 1. 9
炉端政治塾	山田 正彦	高田 昌慶	千代田区平河町2-14-13	H27. 1. 29
わかさき賢太郎友の会	若崎 賢太郎	前田 光三	羽村市羽中2-19-43	H27. 1. 15

●東京都選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年四月十三日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
公明党立川総支部	主たる事務所の所在地	立川市高松町2-26-14	立川市富士見町2-32-4	H27. 1. 19
	代表者の氏名	伊藤 幸秀	中島 光男	H27. 1. 19
次世代の党衆議院東京都第二十二支部	会計責任者の氏名	鹿野 晃	鹿野 悠起子	H27. 1. 19
自由民主党東京都港区第三十五支部	会計責任者の氏名	河又 麻里子	田中 美恵	H27. 1. 20
自由民主党台東総支部	主たる事務所の所在地	台東区日本堤2-23-13	台東区谷中3-7-13	H27. 1. 9
	代表者の氏名	深谷 隆司	服部 征夫	H27. 1. 9
自由民主党東京都目黒区第三十二支部	会計責任者の氏名	宗田 光恵	高品 吉伸	H27. 1. 21
自由民主党東京都中野区第十三支部	会計責任者の氏名	高橋 万博	米川 一美	H27. 1. 28
自由民主党東京都練馬区第二十一支部	会計責任者の氏名	笠原 眞実	大野 由男	H27. 1. 21
自由民主党東京都足立区第二十一支部	会計責任者の氏名	新井 恵美子	青木 明	H27. 1. 30
自由民主党東京都健康づくり支部	代表者の氏名	荻原 敏靖	高橋 真則	H27. 1. 9
	会計責任者の氏名	高橋 真佐文	荻原 敏靖	H27. 1. 9
生活の党と山本太郎となかまたち衆議院東京ブロック比例区第1総支部	政治団体の名称	生活の党と山本太郎となかまたち衆議院東京ブロック比例区第1総支部	生活の党衆議院東京ブロック比例区第1総支部	H27. 1. 5
	政治団体の区分	政党の支部	その他の政治団体の支部	H27. 1. 5
生活の党と山本太郎となかまたち東京都第1区総支部	政治団体の名称	生活の党と山本太郎となかまたち東京都第1区総支部	生活の党東京都第1区総支部	H27. 1. 5
	政治団体の区分	政党の支部	その他の政治団体の支部	H27. 1. 5
生活の党と山本太郎となかまたち東京都第7区総支部	政治団体の名称	生活の党と山本太郎となかまたち東京都第7区総支部	生活の党東京都第7区総支部	H27. 1. 5
	政治団体の区分	政党の支部	その他の政治団体の支部	H27. 1. 5
生活の党と山本太郎となかまたち東京都第10区総支部	政治団体の名称	生活の党と山本太郎となかまたち東京都第10区総支部	生活の党東京都第10区総支部	H27. 1. 5
	政治団体の区分	政党の支部	その他の政治団体の支部	H27. 1. 5
生活の党と山本太郎となかまたち東京都第12区総支部	政治団体の名称	生活の党と山本太郎となかまたち東京都第12区総支部	生活の党東京都第12区総支部	H27. 1. 5

	政治団体の区分	政党の支部	その他の政治団体の支部	H27. 1. 5
生活の党と山本太郎となかまたち東京都第19区総支部	政治団体の名称	生活の党と山本太郎となかまたち東京都第19区総支部	生活の党東京都第19区総支部	H27. 1. 5
	政治団体の区分	政党の支部	その他の政治団体の支部	H27. 1. 5
みんなの党参議院東京都第2支部	会計責任者の氏名	佐藤 幸恵	澁江 公俊	H27. 1. 27

## 2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
アイザワ会	会計責任者の氏名	渡久地 あやの	相澤 陽子	H27. 1. 19
稲垣浩後援会	会計責任者の氏名	稲垣 弘美	及川 辰夫	H26. 12. 24
岩佐行浩を育てる会	主たる事務所の所在地	稲城市大丸63-4	稲城市百村618-5	H27. 1. 26
	代表者の氏名	石井 吉則	岩佐 いづみ	H27. 1. 26
及川賢一後援会	会計責任者の氏名	及川 裕子	増田 明子	H26. 12. 19
大瀬康介後援会	代表者の氏名	佐藤 多門	三宅 裕	H27. 1. 21
大塚あかね後援会	主たる事務所の所在地	羽村市羽中2-19-28	羽村市羽中2-15-12	H27. 1. 8
奥谷浩一後援会	主たる事務所の所在地	東村山市栄町1-24-1	東村山市栄町3-37-22	H27. 1. 13
尾澤しゅう後援会	政治団体の名称	尾澤しゅう後援会	おざわ脩後援会	H27. 1. 5
	主たる事務所の所在地	国分寺市西町2-2-2	国分寺市戸倉1-16-1	H27. 1. 5
笠原こうぞう後援会	会計責任者の氏名	笠原 眞実	大野 由男	H27. 1. 21
がんばれ!しまぎ英治の会	代表者の氏名	嶋崎 英治	嶋崎 英治	H27. 1. 6
	会計責任者の氏名	嶋崎 公代	富宮 淳二	H27. 1. 6
古池はつみと町をつくる会	主たる事務所の所在地	日野市日野本町3-11-4	日野市三沢1-26-9	H27. 1. 23
幸福実現党東京大田後援会	会計責任者の氏名	河田 成治	藤井 みどり	H27. 1. 15
幸福実現党武蔵野北後援会	代表者の氏名	安部 幹二	田中 敬規	H27. 1. 27

狛江で分かりやすい政治を伝える会	政治団体の名称	狛江で分かりやすい政治を伝える会	三宅まことと分かりやすい政治を創る会	H27. 1. 22
	主たる事務所の所在地	狛江市東和泉1-20-3	狛江市岩戸北3-18-8	H27. 1. 22
こまざき高行励ます会	政治団体の名称	こまざき高行励ます会	こまざき高行後援会	H27. 1. 6
志田雄一郎後援会	主たる事務所の所在地	新宿区荒木町8	新宿区荒木町10-17	H27. 1. 7
志傳会	代表者の氏名	中川 篤也	田口 善久	H27. 1. 29
渋田智秀後援会	会計責任者の氏名	渋田 千絵	渋田 宏	H27. 1. 13
シブヤの未来を考える会	主たる事務所の所在地	渋谷区恵比寿南3-1-24	渋谷区広尾5-4-16	H27. 1. 19
島村かずしげ後援会	代表者の氏名	牧野 恵一	荒井 正一	H27. 1. 8
住みたい渋谷へ	政治団体の名称	住みたい渋谷へ	菊池あいすけ後援会	H27. 1. 29
すみだ未来政策研究会	会計責任者の氏名	渋田 千絵	渋田 宏	H27. 1. 13
そうだ次郎の会	代表者の氏名	宗田 次郎	高品 吉伸	H27. 1. 21
	会計責任者の氏名	宗田 光恵	高品 吉伸	H27. 1. 21
大門さちえ後援会	政治団体の名称	大門さちえ後援会	大門さち恵と未来を創る会	H27. 1. 30
	代表者の氏名	二上 光宏	大門 幸恵	H27. 1. 30
	会計責任者の氏名	案納 智子	大門 幸恵	H27. 1. 30
立石りお後援会	主たる事務所の所在地	中野区沼袋3-14-2	中野区上高田1-36-7	H26. 11. 11
田中健後援会	主たる事務所の所在地	大田区南雪谷3-2-9	大田区東雪谷2-22-2	H27. 1. 21
田の上いくこと共に立ち上がる会	主たる事務所の所在地	江戸川区宇喜田町1126	江戸川区宇喜田町1122-1	H27. 1. 7
地域の力に！！無所属	政治団体の名称	地域の力に！！無所属	笹本ひさし後援会	H27. 1. 14
チームいたばし	政治団体の名称	チームいたばし	板橋維新の会	H27. 1. 30
直伸会	会計責任者の氏名	大矢 夕貴	長澤 興祐	H27. 1. 23
東京都隊友政治連盟	主たる事務所の所在地	豊島区高田3-38-18	豊島区上池袋4-31-28	H27. 1. 6

	代表者の氏名	直海 康寛	青木 勉	H27. 1. 6
都議会自由民主党	主たる事務所の所在地	渋谷区東1-23-9	町田市成瀬台3-25-23	H27. 1. 15
	代表者の氏名	村上 英子	吉原 修	H27. 1. 15
	会計責任者の氏名	北久保 眞道	鈴木 錦治	H27. 1. 15
とみなが訓正励ます会	会計責任者の氏名	露木 諒一	松本 薫	H27. 1. 29
中野・生活者ネットワーク	主たる事務所の所在地	中野区野方5-33-4	中野区上高田4-16-10	H27. 1. 16
中野みらい研究所	政治団体の名称	中野みらい研究所	中野維新の会	H27. 1. 28
中山義活新東京生活会議	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	H27. 1. 30
	公職の種類		衆議院議員	H27. 1. 30
	公職の候補者の氏名及び公職の種類		中山 義活、衆議院議員	H27. 1. 30
日本絹人織織物振興連盟	会計責任者の氏名	上野 千秋	小島 伸一	H27. 1. 19
ビール産業政策研究会	主たる事務所の所在地	中央区銀座1-16-7	中央区京橋2-8-18	H27. 1. 27
ひの人権・環境・平和の会	代表者の氏名	古賀 信平	鷺尾 由紀太	H27. 1. 8
	会計責任者の氏名	古賀 信平	鷺尾 由紀太	H27. 1. 8
日野・生活者ネットワーク	主たる事務所の所在地	日野市日野本町3-11-4	日野市三沢1-26-9	H27. 1. 23
福田ちか後援会	主たる事務所の所在地	府中市是政3-16-4	府中市矢崎町2-17-6	H27. 1. 9
ふじいたかお後援会	主たる事務所の所在地	渋谷区恵比寿南3-1-24	渋谷区広尾5-4-16	H27. 1. 19
藤沼壮次後援会	代表者の氏名	赤城 敏之	瀬田 新一	H27. 1. 27
ふるさと小平をつくる会	代表者の氏名	佐野 利平	井上 正一	H27. 1. 27
細野かよこと共生ネット	主たる事務所の所在地	中野区野方5-33-4	中野区上高田4-16-10	H27. 1. 16
前田秀樹を応援する会	代表者の氏名	東山 忍	塚本 真史	H27. 1. 13
山下かずあき後援会	主たる事務所の所在地	杉並区下井草4-17-20	杉並区下井草4-32-17	H27. 1. 23

山本あき子と未来会議	政治団体の 名称	山本あき子と未来会議	山本あき子の未来会議	H27. 1. 13
吉岡なつえと町をつくる 会	主たる事務 所の所在地	日野市日野本町3-11-4	日野市三沢1-26-9	H27. 1. 23
若林かずお後援会	会計責任者 の氏名	坂口 順子	中上 久壽	H27. 1. 26
渡辺たつや後援会	政治団体の 名称	渡辺たつや後援会	わたなべたつや後援会 (略 称渡辺達也後援会)	H27. 1. 6
渡辺美智隆後援会	主たる事務 所の所在地	渋谷区神宮前2-2-39	中野区中野6-30-20	H27. 1. 6
生活の党東京都第10区 総支部	政治団体の 区分	その他の政治団体の支部	政党の支部	H27. 1. 5
生活の党東京都第12区 総支部	政治団体の 区分	その他の政治団体の支部	政党の支部	H27. 1. 5
東京不動産政治連盟文京 支部	代表者の氏 名	新井 浩二	原 晏孝	H27. 1. 6

●東京都選挙管理委員会告示第三十三号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十  
 七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったの  
 で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公  
 表する。

平成二十七年四月十三日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
維新の党東京都支部連合会	川田 龍平	H26. 12. 30
次世代の党狛江市議会第一支部	三宅 眞	H27. 1. 22
自由民主党東京都中央区第二十六支部	富永 一	H26. 12. 30
自由民主党東京都渋谷区第二十支部	松岡 定俊	H26. 12. 31
生活の党東京都第9区総支部	木内 孝胤	H26. 11. 19
生活の党東京都第14区総支部	木村 剛司	H26. 11. 25
みんなの党東京都第5区支部	三谷 英弘	H26. 11. 28
みんなの党参議院東京都第2支部	松田 公太	H26. 11. 28
みんなの党東京都議会第5支部	渡辺 美智隆	H26. 11. 28
みんなの党東京都議会第22支部	藤井 薫	H26. 11. 28
みんなの党東京都文京区議会第1支部	田中 敏之	H26. 11. 28
みんなの党東京都台東区議会第1支部	阿部 光利	H26. 11. 28
みんなの党東京都江東区議会第2支部	大矢根 匠	H26. 11. 28
みんなの党東京都品川区議会第3支部	小林 誠	H26. 11. 28
みんなの党東京都世田谷区議会第1支部	尊田 京子	H26. 11. 28
みんなの党東京都杉並区議会第1支部	横田 政直	H26. 11. 28
みんなの党東京都杉並区議会第5支部	木塚 和人	H26. 11. 28
みんなの党東京都練馬区議会第2支部	澤村 信太郎	H26. 11. 28
みんなの党東京都国分寺市議会第2支部	尾澤 脩	H26. 11. 28

## 2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
東祥三を囲む税理士の会	田中 保	H26. 12. 25



上原りこを応援する会	渡邊 啓子	H26. 12. 30
笑顔	磯部 靖雄	H26. 12. 24
大須賀ひろすけ友の会	大須賀 浩裕	H26. 12. 22
岡野えつし後援会	浦野 則良	H26. 12. 31
輝く瑞穂をつくる会	根岸 建夫	H26. 12. 31
神田ひろし後援会	神田 広	H26. 12. 31
区民力を育む会	口廣 晴美	H26. 12. 29
元気です昭島！！夢ある昭島をつくる会	藤原 一士	H26. 12. 30
こうらい啓一郎後援会	高麗 啓一郎	H26. 12. 26
近藤政治経済研究会	海老名 平吉	H26. 12. 31
七戸じゅんサポーターズクラブ	七戸 淳	H26. 12. 30
辰進会	網野 辰男	H26. 12. 31
調布の夢に大きく進む市民の会	遠藤 衛	H26. 12. 22
東芝労働組合府中支部政治・社会連盟	盛 康治	H26. 12. 19
徳永智明後援会	徳永 智明	H26. 12. 28
中山弘子とともに新宿を創る区民の会	遠藤 直哉	H26. 12. 31
ひの人権・環境・平和の会	古賀 信平	H26. 12. 30
堀場りさ子と子どもたちの未来を拓く会	堀場 理砂子	H27. 1. 5
松岡さだとし後援会	松岡 定俊	H26. 12. 31
茂木亮輔後援会	茂木 亮輔	H26. 12. 31
山下かずあき後援会	山下 和明	H26. 12. 31
吉住健一後援会	山口 升呉	H26. 12. 27

●東京都選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十七年四月十三日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名(代表者)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
青木 健	市議会議員	青木たけし後援会	福生市熊川267	H27. 1. 19
秋本 明香	市議会議員	秋本あすかとマジカル仲間	国分寺市戸倉1-8-43	H27. 1. 9
天目石 要一郎	市議会議員	あまめいし要一郎後援会	武蔵村山市大南4-21-31	H27. 1. 6
伊藤 ひとみ	区議会議員	伊藤ひとみと碧い地球を守る会	江戸川区東小松川3-35-13	H27. 1. 20
伊藤 万季	区議会議員	伊藤まきと糸をつむぐ会	世田谷区豪徳寺1-20-7	H27. 1. 9
岩下 純子	都議会議員	岩下純子を育てる会	調布市染地3-1	H27. 1. 9
大野 厚子	市議会議員	大野あつ子友の会	武蔵野市八幡町4-4-6	H27. 1. 9
奥田 雅子	区議会議員	奥田雅子とポレポレ倶楽部	杉並区阿佐谷南1-15-6	H27. 1. 28
小野塚 礼佳	区議会議員	小野塚あやか後援会	江戸川区東葛西7-14-2	H27. 1. 15
梶 歩美	区議会議員	歩み会	中央区日本橋堀留町1-3-16	H27. 1. 26
栗原 佑卓	区議会議員	栗原佑卓後援会	江戸川区中央3-5-2	H27. 1. 9
小山 日奈子	区議会議員	小山ひな子を育てる会	世田谷区深沢5-4-11	H27. 1. 19
澤井 慧	市議会議員	澤井慧後援会	調布市布田1-1-1	H27. 1. 15
関口 博	市議会議員	関口ひろしと「平和・自由・人権」を推進する市民の会	国立市東2-13-22	H27. 1. 9
高津 みどり	市議会議員	高津みどり後援会	府中市美好町2-27-10	H27. 1. 22
田中 康子	区議会議員	田中みち子と笑顔を贈る会	世田谷区豪徳寺1-20-7	H27. 1. 9
中川 篤也	区議会議員	志傳会	大田区千鳥2-6-23	H27. 1. 30
羽田 福代	区議会議員	はねだ福代励ます会	墨田区墨田5-29-2	H27. 1. 5
馬場 保孝	市議会議員	馬場ヤスタカ後援会	多摩市一ノ宮4-1-14	H27. 1. 27
濱田 圭子	市議会議員	はまだ圭子友の会	武蔵野市境3-27-4	H27. 1. 9
濱中 由造	村議会議員	浜中よしぞう友の会	西多摩郡檜原村3235	H27. 1. 19
深谷 光得	区議会議員	深谷光得後援会	世田谷区松原6-1-10	H27. 1. 20
堀内 正嗣	市議会議員	堀内まさし後援会	武蔵野市吉祥寺本町1-26-4	H27. 1. 6

三雲 崇正	区議会議員	三雲崇正を育てる会	新宿区西早稲田2-17-19	H27. 1. 19
三宅 眞	市議会議員	三宅まこと後援会	狛江市東和泉1-20-3	H27. 1. 28
山下 和明	区議会議員	山下かずあき後援会	杉並区下井草4-17-20	H27. 1. 23
吉岡 奈津絵	市議会議員	吉岡なつえと町をつくる会	日野市日野本町3-11-4	H27. 1. 23
吉田 隆二	市議会議員	吉田りゅうじを応援する会	国分寺市東恋ヶ窪5-3-1	H27. 1. 29
吉野 智之	市議会議員	吉野ともゆき励ます会	昭島市拝島町2-10-17	H27. 1. 9

●東京都選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年四月十三日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
奥谷 浩一	奥谷浩一後援会	主たる事務所 の所在地	東村山市栄町1-2 4-1	東村山市栄町3-3 7-22	H27. 1. 13
木内 清	木内清後援会	公職の種類	区議会議員	区長	H27. 1. 20
古池 初美	古池はつみと町を つくる会	主たる事務所 の所在地	日野市日野本町3- 11-4	日野市三沢1-26 -9	H27. 1. 23
後藤 康子	すがややすこ後援 会	公職の種類	区議会議員	都議会議員	H27. 1. 19
駒崎 高行	こまざき高行励ま す会	政治団体の 名称	こまざき高行励ます 会	こまざき高行後援会	H27. 1. 6
笹本 尚	地域の力に!!無 所属	政治団体の 名称	地域の力に!!無所 属	笹本ひさし後援会	H27. 1. 14
志田 雄一郎	志田雄一郎後援会	主たる事務所 の所在地	新宿区荒木町8	新宿区荒木町10- 17	H27. 1. 7
嶋崎 英治	がんばれ!しまぎ 英治の会	代表者の氏 名	嶋崎 英治	嶋崎 英治	H27. 1. 6
田中 健	田中健後援会	主たる事務所 の所在地	大田区南雪谷3-2 -9	大田区東雪谷2-2 2-2	H27. 1. 21
中山 義活	中山義活新東京生 活会議	公職の種類	区長	衆議院議員	H27. 1. 30
西澤 郁子	田の上いくこと共 に立ち上がる会	主たる事務所 の所在地	江戸川区宇喜田町1 126	江戸川区宇喜田町1 122-1	H27. 1. 7
福田 千夏	福田ちか後援会	主たる事務所 の所在地	府中市是政3-16 -4	府中市矢崎町2-1 7-6	H27. 1. 9
細野 かよ子	細野かよこと共生 ネット	主たる事務所 の所在地	中野区野方5-33 -4	中野区上高田4-1 6-10	H27. 1. 16
三宅 眞	狛江で分かりやす い政治を伝える会	政治団体の 名称	狛江で分かりやすい 政治を伝える会	三宅まことと分かり やすい政治を創る会	H27. 1. 22
		主たる事務所 の所在地	狛江市東和泉1-2 0-3	狛江市岩戸北3-1 8-8	H27. 1. 22
山下 和明	山下かずあき後援 会	主たる事務所 の所在地	杉並区下井草4-1 7-20	杉並区下井草4-3 2-17	H27. 1. 23
山本 暁子	山本あき子と未来 会議	政治団体の 名称	山本あき子と未来会 議	山本あき子の未来会 議	H27. 1. 13

●東京都選挙管理委員会告示第三十六号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九  
 条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があ  
 ったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のと  
 おり公表する。

平成二十七年四月十三日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の 指定の取消しの 届出をした者の 氏名(代表者)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
大須賀 浩裕	市長	大須賀ひろすけ友の会	調布市飛田給1-24-1	H27. 1. 15
高麗 啓一郎	区議会議員	こうらい啓一郎後援会	練馬区早宮4-16-6	H27. 1. 23
七戸 淳	区議会議員	七戸じゅんサポーターズク ラブ	港区赤坂7-7-7	H27. 1. 21
藤平 一雄	区議会議員	23会(ふたみ会)	台東区浅草4-18-7	H27. 1. 26
堀場 理砂子	区議会議員	堀場りさ子と子どもたちの 未来を拓く会	江戸川区東小松川3-35- 13	H27. 1. 20
松岡 定俊	区議会議員	松岡さだとし後援会	渋谷区恵比寿南1-1-12	H27. 1. 13
三宅 眞	市議会議員	狛江で分かりやすい政治を 伝える会	狛江市東和泉1-20-3	H27. 1. 28
山下 和明	区議会議員	山下かずあき後援会	杉並区下井草4-17-20	H27. 1. 23
渡邊 啓子	市議会議員	上原るりこを応援する会	昭島市松原町4-3-1	H27. 1. 28

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年二月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人鶴川にケアセンターを作ろう会
- 三 代表者の氏名  
佐藤 眞理
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都町田市金井五丁目二十番十六号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、誰もが高齢になっても、人間らしく、幸福で快適な生活を送れる住みよい地域づくりを目指し、短期入所生活介護(ショートステイ)、通所介護(デイサービス)、訪問介護(ホームヘルプサービス)、の三本柱を含めた心の通った介護の出来る複合施設を、行政と住民の連携による設立、並びに運営、及び在宅介護サ

ービスなどいろいろな形ででの参加、協力を通して、老人福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年二月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人すぎなみ子育てひろばchou
- 三 代表者の氏名  
小俣 陽子
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都杉並区上荻三丁目二十二番十三号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域の子育て中の家族とそれを支援する地域住民や関係機関そして社会に対して、子育て・子育て・環境の向上に資する活動を広く行い、社会全体の子育て・家庭環境支援の充実と次世代育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年二月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人東京都生活支援センター
- 三 代表者の氏名  
近澤 攻
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都江東区青海二丁目七番四号 the SOHO

四一二号室  
五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民、中でも高齢者・障がい者を含む生活弱者に対して、安心・安全・生きがい・自立をコンセプトに、生活のサポートから没後のアフターケアまで様々なニーズに応える事業を行い、生活弱者と地域社会との繋がりを深め、より良い地域づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年二月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本テニスウエルネス協会
- 三 代表者の氏名  
松枝 禮
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都世田谷区松原五丁目二十三番二号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、テニスのボランティア活動を行う団体として、障害者、子供、テニスに関心のある人に対して、テニス及びボランティア活動の普及、振興を図り、もって国民の健やかな生活と心身の発達に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年二月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人住宅ローン悩み相談センター

三 代表者の氏名

羽田 昭

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区東上野一丁目十三番八号 東亜ビル三階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、特に住宅ローンの債務問題を抱える消費者並びにその予備軍に対して、債権・債務問題についての無料での相談・支援に関する事業、セミナー・講演会等の企画・開催に関する事業、債権・債務問題に関連する個人・団体に対しての協力・支援に関する事業を行い、消費者の保護と生活の安定を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アフリカゾウの涙

三 代表者の氏名

岡本 愛理(山脇 愛理)

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区渋谷三丁目二十七番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、アフリカゾウやサイなど絶滅が危惧される野生動物の現状を日本社会および日本国民に知らしめ、それらの動物の保護を促進し、それに関連するさまざまな社会的課題を克服するため、一般市民や国内外の団体と連携して、世界的な環境保全への関心を高めるとともに、人と自然が共生する持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ヒューマンアカデミー

三 代表者の氏名

石川 良一

四 主たる事務所の所在地

東京都三鷹市牟礼四丁目二番二十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、子ども達が健やかに成長することを願い、乳幼児の保育から青少年の学習支援まで、子ども達が総合的に過ごせるシステムづくりとその運営を行う。また、急激な高齢化社会に対応するため、高齢者を支援する介護事業の運営を行う。子どもから高齢者まで、それぞれの人達が生きがいを見つけ、充実した生活を営むための環境づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あきの会

三 代表者の氏名

相澤 龍太

四 主たる事務所の所在地

東京都青梅市柚木町三丁目五百七十番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、認知症の発見や予防、対処法に関する情報収集と提供に関する事業を行い、広く市民の健康増進を通じて公共の福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人和光クラブ

三 代表者の氏名

天野 草太

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区玉川台二丁目十二番六号 CORAL GARDEN一〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、主に世田谷の住民に対して、フットボールを主としたスポーツの普及及び育成に関する事業を行い、全ての年代の人々に対してスポーツ文化の振興、及



び健全育成、健康増進に寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更に  
更について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三  
条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があつたの  
で、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行  
条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十  
三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十七年四月十三日

一 名称  
特定非営利活動法人芸術資源開発機構

二 代表者の氏名  
三ツ木 紀英、高田 恵美子

三 主たる事務所の所在地  
東京都杉並区久我山五丁目二十三番二号

一 名称  
特定非営利活動法人難民支援協会

二 代表者の氏名  
伊藤 えり(石川 えり)

三 主たる事務所の所在地  
東京都新宿区四谷一丁目七番地十 第三鹿倉ビル六階

仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更に  
変更について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十二  
条において準用する同法第五十三条第一項に規定する代表  
者の氏名の変更の届出があつたので、同法第六十二条にお  
いて準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促  
進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第  
二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり  
公告する。  
平成二十七年四月十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称  
特定非営利活動法人日本免疫学会

二 代表者の氏名  
審良 静男

三 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区三崎町三丁目六番二号 原島三崎町ビ  
ル二階

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条の二  
第一項の規定に基づく協議が成立した次の開発行為に関す  
る工事は、完了した。  
平成二十七年四月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
協議が成立した者  
の住所及び氏名

三鷹市牟礼六丁目二千二十番 新宿区西新宿六丁目五番一  
号(東日本賃貸住宅本部)  
三十七及び同番四十 独立行政法人都市再生機構

代理人 大谷 幸生

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
完了した。  
平成二十七年四月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

調布市調布ヶ丘三丁目六十四 渋谷区千駄ヶ谷一丁目三十  
番一、同番十五、同番二十、 番八号  
同番二十三及び同番二十四 株式会社プロスペース  
代表取締役 カートイス  
・フリーズ

清瀬市上清戸一丁目三百三十 埼玉県所沢市小手指町一丁  
三番一及び三百三十四番一 日一番地四  
株式会社住協  
代表取締役 安永 久人

調布市富士見町三丁目二十一 調布市富士見町三丁目二十  
番三、同番三十五から同番三 一番地三  
十七まで及び同番六十四 調布富士見町住宅マンショ  
ン建替組合  
理事長 今井 裕隆  
号 新宿区西新宿二丁目三番一

旭化成不動産レジデンス株  
式会社  
代表取締役 渡邊 衛男

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出  
について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、（仮称）虎ノ門二十計画建設事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社ホテルオークラ

代表取締役社長 荻田 敏宏

港区虎ノ門二丁目十番四号

公益財団法人大倉文化財団

理事長 大崎 磐夫

港区虎ノ門二丁目十番三号

二 対象事業の名称

（仮称）虎ノ門二十計画建設事業

三 工事着手の予定年月日

平成二十七年九月一日

四 工事完了の予定年月日

平成三十一年三月三十日

五 届出日

平成二十七年三月二十六日

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十八条第一項の規定に基づき、都営村山団地代替事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。

で、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 舛 添 要 一

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称

都営村山団地代替事業

三 工事着手の年月日

平成九年八月二十日

四 工事完了の年月日

平成二十七年一月二十九日

五 届出日

平成二十七年三月十日

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十八条第一項の規定に基づき、大田清掃工場整備事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

地

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 西川 太一郎

千代田区飯田橋三丁目五番一号

二 対象事業の名称

大田清掃工場整備事業

三 工事着手の年月日

平成二十一年七月三十一日

四 工事完了の年月日

平成二十七年三月十二日

五 届出日

平成二十七年三月十二日

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十八条第一項の規定に基づき、都市高速道路中央環状品川線（品川区八潮～目黒区青葉台間）建設事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。

平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 舛 添 要 一

新宿区西新宿二丁目八番一号

<p>首都高速道路株式会社 代表取締役社長 菅原 秀夫 千代田区霞が関一丁目四番一号</p> <p>二 対象事業の名称 都市高速道路中央環状品川線(品川区八潮)目黒区青葉台間)建設事業</p> <p>三 工事着手の年月日 平成十八年九月三十日</p> <p>四 工事完了の年月日 平成二十七年三月七日</p> <p>五 届出日 平成二十七年三月二十三日</p> <p>東京環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について</p> <p>東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十八条第一項の規定に基づき、首都高速中央環状新宿線(目黒区青葉台)豊島区南長崎間)建設事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。</p> <p>平成二十七年四月十三日</p> <p>東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 首都高速道路株式会社 代表取締役社長 菅原 秀夫 千代田区霞が関一丁目四番一号</p>	<p>二 対象事業の名称 首都高速中央環状新宿線(目黒区青葉台)豊島区南長崎間)建設事業</p> <p>三 工事着手の年月日 平成四年四月十日</p> <p>四 工事完了の年月日 平成二十七年三月七日</p> <p>五 届出日 平成二十七年三月二十三日</p> <p>東京環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について</p> <p>東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十八条第一項の規定に基づき、飯田橋駅西口地区市街地再開発ビル建設事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。</p> <p>平成二十七年四月十三日</p> <p>東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 飯田橋駅西口地区市街地再開発組合 理事長 佐藤 匡哉 千代田区富士見二丁目十番二号</p> <p>二 対象事業の名称 飯田橋駅西口地区市街地再開発ビル建設事業</p> <p>三 工事着手の年月日 平成二十二年五月十四日</p>	<p>四 工事完了の年月日 平成二十七年二月十五日</p> <p>五 届出日 平成二十七年三月二十六日</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年四月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>平成二十七年四月十三日</p> <p>東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 店舗名 あすとウイズ</p> <p>二 店舗所在地 大田区蒲田四丁目百番</p> <p>三 設置者名 京急蒲田西口駅前地区市街地再開発組合</p> <p>四 設置者住所 大田区蒲田四丁目十六番二号</p> <p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ライフコーポレーション 氏名又は名称 ほか未定</p>
---	--	--

<p>六 新設をする日 平成二十七年十一月七日</p>	<p>七 店舗面積の合計 三千平方メートル</p>	<p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 二十八台</p>	<p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 百八十六台</p>	<p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内ほか 七十八平方メートル</p>	<p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十五・一〇立方メートル</p>	<p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前七時</p>	<p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 翌午前一時</p>	<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前一時三十分まで</p>	<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗北側</p>	<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前四時から午後十一時までほか</p>	<p>十七 届出日 平成二十七年三月六日</p>	<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十九 縦覧期間 平成二十七年四月十三日から同年八月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>			
<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 (仮称)ららぽーと立川立飛</p>	<p>二 店舗所在地 立川市泉町九百三十五番一ほか</p>	<p>三 設置者名 株式会社立飛ホールディングス</p>	<p>四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地</p>	<p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定</p>	<p>六 新設をする日 平成二十七年十一月十七日</p>	<p>七 店舗面積の合計 四万四千六百七十八平方メートル</p>	<p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗東側ほか 三千五十六台</p>	<p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 二千二百三十四台</p>	<p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗北側ほか 九百七十一平方メートル</p>	<p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗北側ほか 百三・〇立方メートル</p>	<p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時ほか</p>	<p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時ほか</p>	<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで</p>	<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 九か所 店舗北側ほか</p>	<p>十六 荷さばき施設において荷さばき 午前六時から午後十時まで</p>
<p>縦覧期間 平成二十七年三月十六日</p>	<p>縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>縦覧時間 平成二十七年四月十三日から同年八月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>一 店舗名 スーパーオザム足立保木間店</p>	<p>二 店舗所在地 足立区保木間一丁目二十二番九ほか</p>	<p>三 設置者名 有限会社谷古宇商事不動産部</p>	<p>四 設置者住所 足立区保木間五丁目二番四号</p>	<p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社オザム</p>	<p>六 新設をする日 平成二十七年十一月二十日</p>	<p>七 店舗面積の合計 千二百四十二平方メートル</p>	<p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 三十七台</p>	<p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 五十台</p>	<p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗北側ほか 九十二平方メートル</p>	<p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗西側 六・八〇立方メートル</p>			

<p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時</p> <p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時</p> <p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時四十五分から午後十時十五分まで</p> <p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗北東側</p> <p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで</p> <p>十七 届出日 平成二十七年三月十九日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 平成二十七年四月十三日から同年八月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年四月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。 平成二十七年四月十三日</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p>
<p>一 店舗名 イオンモール日の出</p> <p>二 店舗所在地 西多摩郡日の出町大字平井字三吉野桜木二百三十七番地三</p> <p>三 設置者名 イオンモール株式会社</p> <p>四 設置者住所 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目五番地一</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 岡崎 双一</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 吉田 昭夫</p> <p>七 変更日 平成二十七年二月一日</p> <p>八 届出日 平成二十七年三月六日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成二十七年四月十三日から同年八月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。</p>	<p>一 店舗名 コープみらい稲城若葉台店</p> <p>二 店舗所在地 稲城市若葉台三丁目十番</p> <p>三 設置者名 JA三井リース株式会社</p> <p>四 設置者住所 品川区東五反田二丁目十番二号</p> <p>五 変更前の店舗名 コープとうきょう稲城若葉台店</p> <p>六 変更後の店舗名 コープみらい稲城若葉台店</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 生活協同組合コープとうきょう</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 生活協同組合コープみらいほか一名</p> <p>九 変更日 平成二十五年三月二十一日</p> <p>十 届出日 平成二十七年三月十一日</p> <p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十二 縦覧期間 平成二十七年四月十三日から同年八月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 ケーズデンキ昭島店</p> <p>二 店舗所在地 昭島市つつじが丘二丁目八番二十号</p> <p>三 設置者名 JA三井リース建物株式会社</p>

<p>九 変更を行った小売 イオンリテール株式会社ほか一名</p>	<p>八 変更後の小売業者 の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか六名</p>	<p>七 変更前の小売業者 の氏名又は名称 イオン株式会社ほか五名</p>	<p>六 変更後の店舗所在 地 江東区東雲一丁目九番十号</p>	<p>五 変更前の店舗所在 地 江東区東雲一丁目一番八ほか</p>	<p>四 設置者住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 番地一</p>	<p>三 設置者名 イオンリテール株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 江東区東雲一丁目九番十号</p>	<p>一 店舗名 イオン東雲ショッピングセンター</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十 縦覧期間 平成二十七年四月十三日から同年八月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>九 縦覧場所 振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)</p>	<p>八 届出日 平成二十七年三月十一日</p>	<p>七 変更日 平成二十五年六月二十七日</p>	<p>六 変更後の設置者の 代表者名 春原 博</p>	<p>五 変更前の設置者の 代表者名 前田 吉博</p>	<p>四 設置者住所 品川区東五反田二丁目十番二号</p>								
<p>業者の氏名又は名 称</p>	<p>十 変更前の小売業者 の代表者名 岡田 元也(イオン株式会社)ほ か</p>	<p>十一 変更後の小売業 者の代表者名 岡崎 双一(イオンリテール株式 会社)ほか</p>	<p>十二 変更日 平成二十七年二月一日ほか</p>	<p>十三 届出日 平成二十七年三月十六日</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一 号)</p>	<p>十五 縦覧期間 平成二十七年四月十三日から同年八月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に ついて 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を</p>	<p>添えて、平成二十七年四月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)に到着するよう提出してください。 平成二十七年四月十三日</p>	<p>東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>一 店舗名 イオン東雲ショッピングセンター</p>	<p>二 店舗所在地 江東区東雲一丁目九番十号</p>	<p>三 設置者名 イオンリテール株式会社</p>	<p>四 設置者住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 番地一</p>	<p>五 変更前の駐車場の 位置及び収容台数 店舗内 六百六十台</p>	<p>六 変更後の駐車場の 位置及び収容台数 店舗内 六百九十台</p>	<p>七 変更前の駐輪場の 位置及び収容台数 店舗内ほか 六百六十一台</p>	<p>八 変更後の駐輪場の 位置及び収容台数 店舗東側ほか 六百一十一台</p>	<p>九 変更前の来客が駐 車場を利用するこ とができる時間帯 二十四時間ほか</p>	<p>十 変更後の来客が駐 車場を利用するこ とができる時間帯 二十四時間</p>	<p>十一 変更日 平成二十七年十一月二十日</p>	<p>十二 届出日 平成二十七年三月十九日</p>	<p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一 号)</p>	<p>十四 縦覧期間 平成二十七年四月十三日から同年八月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東</p>

十五 縦覧時間

京都条例第十号)に定める休日を除く。  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年四月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。  
平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 ドイトプロ小金井公園店

二 店舗所在地 西東京市新町五丁目三番十二号

三 設置者名 櫻井 千代ほか四名

四 設置者住所 多摩市関戸五丁目二十番地の十ほか

五 変更前の開店時刻 午前十時

六 変更後の開店時刻 午前六時十五分

七 変更前の閉店時刻 午後十一時

八 変更後の閉店時刻 午後十時四十五分

九 変更前の来客が駐車場を利用するこ  
とができる時間帯 午前九時三十分から午後十一時三十分まで

十 変更後の来客が駐車場を利用するこ  
とができる時間帯 午前六時から午後十一時まで

十一 変更前の駐車場の自動車の出入  
口の数及び位置 四か所 隔地

十二 変更後の駐車場の自動車の出入  
口の数及び位置 三か所 隔地

十三 変更日 平成二十七年三月三十一日

十四 届出日 平成二十七年三月九日

十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十六 縦覧期間 平成二十七年四月十三日から同年八月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る

意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。  
平成二十七年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 (仮称)志村PJ新築工事(商業棟)

二 店舗所在地 板橋区前野町三丁目二十番一ほか

三 設置者名 ヒューリック株式会社

四 意見

ア 聴取者 板橋区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年三月十三日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年四月十三日から同年五月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 コモディイイダ東村山店

二 店舗所在地 東村山市久米川五丁目三十六番一ほか

三 設置者名 有限会社山康

四 意見

ア 聴取者 東村山市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年三月十七日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年四月十三日から同年五月十

七 縦覧時間	三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一 店舗名	（仮称）ビーバープロ町田木曾店
二 店舗所在地	町田市木曾西三丁目二十六番七ほか
三 設置者名	株式会社三和ホールディングスほか一名
四 意見	
ア 聴取者	町田市長
イ 概要	意見なし
ウ 収受日	平成二十七年三月十八日
五 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
六 縦覧期間	平成二十七年四月十三日から同年五月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
七 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一 店舗名	アルカキット錦糸町
二 店舗所在地	墨田区錦糸二丁目二番一号
三 設置者名	日本生命保険相互会社
四 意見	
ア 聴取者	墨田区長
イ 概要	意見なし
ウ 収受日	平成二十七年三月二十日
五 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間	平成二十七年四月十三日から同年五月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
七 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一 店舗名	赤羽駅北ショッピングセンター
二 店舗所在地	北区赤羽一丁目六十七番五十八号
三 設置者名	株式会社ジェイアール東日本都市開発
四 意見	
ア 聴取者	北区長
イ 概要	意見なし
ウ 収受日	平成二十七年三月二十三日
五 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
六 縦覧期間	平成二十七年四月十三日から同年五月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
七 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成二十七年四月十三日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>	

一 店舗名	サンシャインシティ
二 店舗所在地	豊島区東池袋三丁目一番一号ほか
三 設置者名	株式会社サンシャインシティほか一名
四 意見書	
ア 提出者及び住所	個人 豊島区在住
イ 概要	当該店舗は敷地が広く、南西方面からの来訪者が北東側の駐輪場まで自転車を持っていくかない。敷地南側及び南西側に三百台位の駐輪場を設置することを求める。
ウ 収受日	平成二十七年三月十七日
五 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
六 縦覧期間	平成二十七年四月十三日から同年五月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
七 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
<p>大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成二十七年四月十三日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>	
一 店舗名、店舗所在地及び設置者名	



<p>(一) 店舗名 店 (仮称) サミットストア東中野駅前</p> <p>イ 店舗所在地 中野区東中野四丁目三番六十ほか</p> <p>ウ 設置者名 サミット株式会社</p> <p>(二) 店舗名 店 (仮称) 北品川五丁目第1地区第一種市街地再開発事業 E棟</p> <p>イ 店舗所在地 品川区北品川五丁目五百六十九番</p> <p>ウ 設置者名 北品川五丁目第1地区市街地再開発組合</p> <p>(三) 店舗名 店 (仮称) 稲城若葉台商業施設</p> <p>イ 店舗所在地 稲城市若葉台一丁目五十五番</p> <p>ウ 設置者名 三菱UFJリース株式会社</p> <p>(四) 店舗名 伊勢丹新宿本店</p> <p>イ 店舗所在地 新宿区新宿三丁目十四番一号ほか</p> <p>ウ 設置者名 株式会社三越伊勢丹ほか三名</p> <p>(五) 店舗名 京王仙川駅ビル</p> <p>イ 店舗所在地 調布市仙川町一丁目四十三番地一ほか</p> <p>ウ 設置者名 京王電鉄株式会社</p> <p>(六) 店舗名 コープ青梅新町店</p> <p>イ 店舗所在地 青梅市新町二丁目三番地の1</p> <p>ウ 設置者名 有限会社山丸</p> <p>(七) 店舗名 東山ビル</p> <p>イ 店舗所在地 練馬区貫井一丁目十八番三号</p> <p>ウ 設置者名 関口 芳男</p> <p>二 東京都の意見の概要</p> <p>(一) 概要 一(一)から七(七)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づき指針を勘案し、総合的に判</p>	<p>(一) 意見の通知日 平成二十七年三月六日</p> <p>三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>四 縦覧期間 平成二十七年四月十三日から同年五月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までは除く。</p> <p>平成27年度石油機器技術管理講習(一般講習・再講習)の実施について</p> <p>火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第62条の5の規定による火災予防施行規程(昭和37年東京消防庁告示第17号)第12条第1項に定める石油機器技術管理講習を次のとおり行う。</p> <p>平成27年4月13日 東京消防庁 消防総監 大 江 秀 敏</p> <p>1 石油機器技術管理講習(一般講習)</p> <p>(1) 受講対象者 地震動等により作動する安全装置を設けることとされている石油燃焼設備若しくは器具の設置工事又は修理を業として行おうとする者</p> <p>(2) 講習の実施日時及び実施場所 ア 平成27年6月2日(火曜日)及び同月3日(水曜日) イ)</p>	<p>同日とも午前9時から午後6時まで 全国家電会館 文京区湯島三丁目6番1号</p> <p>イ 平成27年11月19日(木曜日)及び同月20日(金曜日)</p> <p>同日とも午前9時から午後6時まで 株式会社ノーリツ八王子研修センター 八王子市石川町728番地の8</p> <p>2 石油機器技術管理講習(再講習)</p> <p>(1) 受講対象者 既に一般講習又は再講習を修了して石油機器技術管理講習修了証を交付された者で、交付の日から5年以内のもの</p> <p>(2) 講習の実施日時及び実施場所 ア 平成27年6月1日(月曜日) 午前9時30分から午後5時まで 全国家電会館 文京区湯島三丁目6番1号 イ 平成27年11月18日(水曜日) 午前9時30分から午後5時まで 府中グリーンプラザ 府中市府中町一丁目1番1号</p> <p>3 申請方法 受講申請書に講習希望日等を記入の上、各講習日の約1か月前までに申請先へ郵送してください。</p> <p>4 講習の実施機関及び申請先 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会 郵便番号150-0011 渋谷区東二丁目24番2号</p>
--	--	---

5 問合せ先

一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会（電話03(3499) 2928）

6 受講申請書配布先

- (1) 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会
- (2) 都内の各消防署、消防分署及び消防出張所

雑報

東京都知事の委任に係る平成27年度前期（島しょ地区）危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項及び第17条の9第1項の規定により東京都知事の委任に係る危険物取扱者試験及び消防設備士試験をそれぞれ次のとおり行う。

平成27年4月13日

一般財団法人消防試験研究センター

理事長 鈴木 良一

1 試験の種類

(1) 危険物取扱者試験

ア 甲種危険物取扱者試験

イ 乙種危険物取扱者試験（第1類から第6類まで）

ウ 丙種危険物取扱者試験

(2) 消防設備士試験

ア 甲種消防設備士試験（特類及び第1類から第5類まで）

イ 乙種消防設備士試験（第1類から第7類まで）

2 試験実施日及び実施場所

(1) 実施日

平成27年6月7日（日曜日）

(2) 実施場所

神津島村生きがい健康センター  
 神津島村903番地

3 受験の申請方法、申請期間及び申請先

(1) 申請方法  
郵送

(2) 申請期間

この公告の日から平成27年4月27日（消印有効）まで

(3) 申請先

一般財団法人消防試験研究センター中央試験センター  
 郵便番号151-0072 渋谷区幡ヶ谷一丁目13番20号

4 問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター中央試験センター  
 電話03-3460-7798（平日午前9時から午後5時まで）

正誤

○平成二十七年二月二十六日付東京都公報

ページ段一行一誌一正

七上六平成二十六年二月二十六日

月二十七日平成二十七年二月二十六日

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
 電話 〇三(五三三二二)一(一)一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 一三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 （郵送料を含む。）

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区小石川二丁目三番七號  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002

